



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 7 7 号 令和 4 年 7 月 1 2 日 発行

目 次

は県例規集登載

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
2 5	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例	とくしまゼロ作戦課 事前復興室
2 6	徳島県自然環境保全条例の一部を改正する条例	グリーン社会推進課
2 7	徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例	環境管理課
2 8	徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例	同
2 9	徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	地方創生局 市町村課
3 0	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人事課
3 1	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	同
3 2	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	職員厚生課
3 3	徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	財政課
3 4	徳島県税条例等の一部を改正する条例	税務課

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
3 5	過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	同
3 6	地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	同
3 7	民生委員定数条例の一部を改正する条例	保健福祉政策課
3 8	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例	県土整備政策課

【 規則 】

番 号	表 題	担当課名
3 9	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職員厚生課
4 0	徳島県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	労働雇用戦略課
4 1	徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則の一部を改正する規則	水管理政策課
4 2	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【公布された条例等のあらまし】

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）

一 県は、市町村その他の関係者と連携して、被災者の早期の生活再建を図るため、個々の被災者の被災状況、生活環境等に係る課題に総合的に対応する体制を構築するものとする事とした。

二 その他所要の改正を行う事とした。

三 この条例は、公布の日から施行する事とした。

徳島県自然環境保全条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）

一 自然海浜保全地区の指定対象に、水深がおおむね二十メートルを超えない海域を追加するとともに、再生され又は新たに創出された砂浜等を含める事とした。

二 この条例は、公布の日から施行する事とした。

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）

一 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備については、計画段階環境配慮書に係る手続を要しない事とした。

二 この条例は、公布の日から施行する事とした。

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）

一 空気圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を規制対象から除外する事とした。

二 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行う事とした。

三 この条例は、令和四年十二月一日から施行する事とした。ただし、二については、公布の日から施行する事とした。

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）

一 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。

二 選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。

三 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する事とした。

職員の子の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十号）

一 非常勤職員がその養育する子の出生後八週間以内に育児休業をしようとする場合の要件の一部について、当該期間の末日から六月を経過する日までに任期が満了することとが明らかでないこととした。

二 非常勤職員が一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するためにする育児休業の要件の一部について、当該非常勤職員の配偶者が当該子を養育するための地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とする措置等を講ずることとした。

年三月三十一日までとすることとした。

二 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件に係る特別償却設備の新設又は増設の期間を、計画の認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日までとすることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

民生委員定数条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）

一 徳島市、那賀郡那賀町、板野郡藍住町及び美馬郡つるぎ町における民生委員の定数を改めることとした。

二 この条例は、令和四年十二月一日から施行することとした。

徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）

一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。

1 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査

2 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この条例は、令和四年十月一日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十九号）

一 特定少年の特例により少年院に收容されている場合は、休業補償を行わないこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則（規則第四十号）

一 沖縄振興特別措置法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十一号）

一 建築基準法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）

一 次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。

1 長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料

2 長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料

二 この規則は、令和四年十月一日から施行することとした。

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十五号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六 震災時要援護者 災対法第八条第二項第十五号に規定する要配慮者のうち、震災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「震災発生時等」という。）において特に援護を要するものをいう。

第三条第一項中「目指して、」の下に「誰一人取り残さないよう」を加える。

第十六条第二項中「震災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「震災発生時等」という。）」を「震災発生時等」に改める。

第十七条の見出し中「避難」を「避難等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 県民は、地域震災関連情報により、震災が発生するおそれを察知した場合は、当該地域震災関連情報を活用し、直ちに自らの安全を確保するための行動をとるよう心がけるものとする。

第六十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 県民は、地域震災関連情報により、震災が発生するおそれを察知した場合は、当該地域震災関連情報を活用し、直ちに自らの安全を確保するための行動をとるものとする。

第八十三条に次の一項を加える。

5 県は、市町村その他の関係者と連携して、被災者の早期の生活再建を図るため、個々の被災者の被災状況、生活環境等に係る課題に総合的に対応する体制を構築するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十六号

徳島県自然環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県自然環境保全条例（昭和四十七年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第一項第一号中「水際線付近」の下に「又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域」を、「砂浜」の下に「干潟」を、「自然」の下に「（以下この号において「砂浜等」という。）」を、「もの」の下に「（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十七号

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条に次の一項を加える。

- 2 第三章第一節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第二十二条の二第二項第四号の整備（同法第二十一条第六項に規定する県の基準に基づき定められた同条第五項第二号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十八号

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四第二号中「空気圧縮機」の下に「騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）別表第一第二号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。」を加える。

別表第十六その六の2の表中「みなし指定地域特設施設」を「指定地域特設施設」に改め、同その六の2の表の備考第二項中「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号）第4条の2」を「水質汚濁防止法施行令第3条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。ただし、別表第十六の改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十九号

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成五年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第五条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第六条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三十円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「第二条の四」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「二歳」を「当該子が二歳」に、「及び」を「及び引き続き」に改め、「引き続き」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定期間採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第三号ハを削る。

第二条の三の見出しを「（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）」に改め、同条中「それぞれ」を削り、同条第二号中「この条及び次条において」を削り、「当該非常勤職員が当該」を、「当該非常勤職員が、当該」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときは口及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の一歳六か月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ハ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合
第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「に伴い、当該」を「に伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第三条（第五号に係る部分に限る。）及び第十一条（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十一号

徳島県のお務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県のお務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表七十四の項7中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改め、同項9中「第七条第三号及び第四号」を「第七条第四号及び第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第三十二号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附則第四十四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第四十四項の規定は、令和四年四月一日から適用する。

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十三号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「五千五百円」を「七千七百円」に改め、同項第二号中「二千七百五十円」を「三千三百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

徳島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十四号

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二十四第一項中「の日から六十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した」を「後、速やかに、規則で定める」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第二項第二号イ中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十八第一項及び第三項」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二十条の二十七第一項中「第七十三条の三」を「第七十三条の三第一項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第二十条の二十七第二項中「の規定により提出すべき申告書に、」を「に規定する期間内に、規則で定める申告書に」に、「添付しなければ」を「添付して、知事に提出しなければ」に改め、同条第三項中「の申告書に、」を「に規定する期間内に、規則で定める申告書に」に、「添付しなければ」を「添付して、知事に提出しなければ」に改め、同条第四項中「報告」を「申告又は報告」に改める。

第二十条の二十九中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第二十条の二十九の二第一項中「の日から六十日以内に、次に掲げる事項(同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、第五号に掲げる事項を除く。)を記載した」を「後、速やかに、規則で定める」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第二項第二号イ中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十八第一項及び第三項」に改め、同条第三項中「の取得」を「(法第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下同じ。)の取得」に改め、同条第四項を削る。

第二十条の第三十一項中「第二十条の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改め、同項第五号中「耐震改修」の下に「(法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「第二十条の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改め、同条第三項中「を収用され」を「について収用され」に、「又は譲渡する」を「譲渡し、又は移転補償金を受ける」に改め、「第二十条の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける年月日

第二十条の第三十四項及び第六項から第十項までの規定中「第二十条の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改める。

(過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第二条 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年徳島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「併せて」を削る。

第三条第一項中「限る」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「徳島県条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)第二十条の二十七第一項の規定による申告をする際」を「当該取得等をした設備に係る家屋及びその敷地である土地の取得後、速やかに」に改め、「併せて」を削る。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第三条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例(平成二十二年徳島県条例第三十五号)の一部を

次のように改正する。

第二条中「除く」及び「取得に限る」の下に「。以下同じ」を加える。

第三条中「徳島県条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)第二十条の二十七第一項の規定による申告をする際」を「当該適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得後、速やかに」に改め、「併せて」を削る。

(地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正)

第四条 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例(平成二十七年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「等」を削り、同条第四項中「併せて」を削る。

第三条第一項中「次項において」を「以下」に改め、同条第三項中「徳島県条例第二十条の二十七第一項の規定による申告をする際」を「当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得後、速やかに」に改め、「併せて」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県条例第二十条の二十四第二項第二号イの改正規定、同条例第二十条の二十七第一項の改正規定（ただし書を加える部分を除く）、同条例第二十条の二十九の二第二項第二号イの改正規定及び同条例第二十条の三十第三項の改正規定（第二十条の二十七の規定により）を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改める部分を除く。）、第二条中過疎地域内における県税の課税免除に関する条例第二条第四項の改正規定並びに第四条中地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 第一条（前項ただし書に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）の規定による改正後の徳島県条例第二十条の二十四、第二十条の二十七、第二十条の二十九の二及び第二十条の三十の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 第一条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる不動産取得税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第二条の規定による改正後の過疎地域内における県税の課税免除に関する条例第三条の規定は、施行日以後の家屋及びその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第三条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例第二条及び第三条の規定は、施行日以後の適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第四条の規定による改正後の地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例第三条の規定は、施行日以後の特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第三十五号

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第六条の三第十一項及び第十二項又は第二十八条の九第十二項及び第十三項」を「第六条の三第十六項及び第十七項又は第二十八条の九第十七項及び第十八項」に、「第六条の三第十四項若しくは第二十八条の九第十五項」を「第六条の三第十九項又は第二十八条の九第二十項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十六号

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に、「増設した者」を「増設したものに」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設された地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例第一条に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第三十七号

民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例（平成二十六年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

表徳島市の項中「五一六人」を「五一九人」に改め、同表那賀郡那賀町の項中「六〇人」を「五九人」に改め、同表板野郡藍住町の項中「五三人」を「五四人」に改め、同表美馬郡つるぎ町の項中「四九人」を「四八人」に改める。

附則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第三十八号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項中「長期優良住宅建築等計画」の下に（以下この項及び三十三の四の項において「建築等計画」という。）又は同条第六項若しくは第七項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この項及び三十三の四の項において「維持保全計画」という。）を加え、「計画」を「建築等計画等」に改め、同項の1中「住宅の区分」を「計画の区分」に改め、同1のイ中「新築住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第二項に規定する新築住宅をいう。以下この項及び三十三の四の項において同じ。）」を「住宅の新築に係る建築等計画」に改め、同1のロ中「既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下この項及び三十三の四の項において同じ。）」を「住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画」に改め、同項の2中「住宅の区分」を「計画の区分」に改め、同2のイ中「新築住宅」を「住宅の新築に係る建築等計画」に改め、同2のロ中「既存住宅」を「住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同表の三十三の四の項中「基づく計画」を「基づく建築等計画」に改め、「申請（」の下に「建築等計画の変更の認定の申請にあつては、」を加え、同項の1中「住宅の区分」を「計画の区分」に改め、同1のイ中「新築住宅」を「住宅の新築に係る建築等計画」に改め、同1のロ中「既存住宅」を「住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同表の三十三の四の項中「基づく計画」を「基づく建築等計画」に改め、同1のイ中「新築住宅」を「住宅の新築に係る建築等計画」に改め、同1のロ中「既存住宅」を「住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同項の2及び3中「計画」を「建築等計画等」に改め、同表の備考第三号中「第三項まで」の下に「又は第六項」を加える。

附則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

徳島県規則第三十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年徳島県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「又は」を「、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に收容されている場合又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第四十号

徳島県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

徳島県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年徳島県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号水中「第七十八条第一項」を「第七十条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第四十一号

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則（平成二十九年徳島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第四十二号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百七十九号の二を次のように改める。

三百七十九号の二 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百七十九号の四を次のように改める。

三百七十九号の四 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。